日 時 令和3年9月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

-2- 第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年9月24日(金)午後2時00分~2時47分
- 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室
- 3. 出席委員(19人)

会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員:2番 田中 雄二、3番 粟野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 出席推進委員(0人)
- 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 非農地証明願出による現況地目の認定について

日程第3 議案第2号 那須烏山市農用地利用集積計画(第233号)の承認について

日程第4 議案第3号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友

8. その他の出席者

農政課農業振興グループ 係長 各務 卓馬

9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。

事務局長(相ヶ瀬)

ただいまから令和3年 第9回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 (越雲)

< 開会前のあいさつ >

事務局長(相ヶ瀬)

本日、全員が出席しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、 議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長にお願いいたします。

議長 (越雲)

直ちに会議を開きます。 (午後2時00分)

事務局長(相ヶ瀬)

< 議事日程の朗読 >

議長

経過報告をお願いします。

事務局長(相ヶ瀬)

< 経過報告を朗読 >

議長

これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名 を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて いただくことにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は、10番 小川 雄三 委員、 11番 奥畑 智子 委員にお願いします。なお、 本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。

それでは、日程第2 議案第1号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書 を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。

事務局(糸井)

< 議案第1号 議案書の朗読 >

議長

説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、3番 粟野 隆夫 委 員にお願いします。

3番 粟野 降夫 委員 │ 9月10日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第1号 整理番号1のとお りです。調査方法、代理人から聞取、現地と関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成元年 相続により取得。非農地に なった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、問題なし。非農地とな って何年経過したか、経過年数、約44年。昭和52年頃に県道の拡張工事に伴い既存住宅を申請地へ移築し、その後、昭 和 59 年頃に倉庫兼会議室として建替え、利用し、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目 的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よ ろしくご審議をお願いいたします。

> 同じく9月10日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第1号 整理番号2 のとおりです。調査方法、●●●土地家屋調査士から聞取、現地、関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成19年相続 により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、 問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約50年以上。明治時代から建っている長屋門の進入路として使 用しており、はっきりはわからないが、少なくても申請人が幼少の時分、昭和40年ごろには、今の状態となっていて、

-4- 第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

(3番 粟野 隆夫 委員) │引続き利用し、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。調査の結果、非農地と 認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

< 質疑なし >

議長

上程中の議案第1号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 申請のとおり認定することに決定してよろ しいか、お諮りいたします。

< 異議なしの声 >

議長

異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、申請のとおり認定 することに決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第233号)の承認につ いて」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。

事務局(糸井)

< 議案第2号 議案書の朗読 >

議長

内容について、事務局から説明していただきます。

事務局 (雫)

議案第2号 那須烏山市農用地利用集積計画(第233号)の承認について、ご説明いたします。本案については、那須 島山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、 市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画(第233 号)については、新規3件 更新27件です。利用権の設定を受ける者17名、利用権を設定する者29名です。利用権の設 定面積は、218,779 ㎡です。令和3年度 累計は、340,133 ㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきまし ては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年9月30日公告予定です。

議長

説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。

< 質疑なし >

議長

上程中の議案第2号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第233号)の承認について」 計画のとおり承認することに 決定してよろしいか、お諮りいたします。

< 異議なしの声 >

議長

異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第233号)の承認について」 は、計画 のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「那須烏山農業振興地域整備計画変更 に係る意見について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。

事務局(糸井)

< 議案第3号 議案書の朗読 >

議長

まず、整理番号1の内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。

農業振興グループ(各務)

お手元の資料9ページ、申請地3の1をご覧ください。本案につきましては、申出人、●●●氏から農業振興地域整備 計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長 から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、八ケ代地区の雑種地に太陽光発電設備を設置するための 農振除外です。除外する農地は1筆で、地番、八ケ代●●●の合計909㎡です。本案件は、当時は牛舎として利用されて いた土地で、その役割を終えたものです。農振除外の5つの要件を満たしていると判断されます。また、他の農用地の保 全等に支障を及ぼすものではないと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員にお願いします。

2番 田中 雄二 委員 | 9月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、 農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、 議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、申出人、●●●氏。土地所有者、●● ●氏、第3者。(申出地位置を説明。)申出地周囲の状況 東が雑種地、西が雑種地、南が雑種地、北が雑種地。同意書、 有。変更を必要とする理由、申出地は、農用地区域内の土地であるが、20年以上農地として利用されておらず、台帳地目・ 現況地目とも雑種地である。申出人は、申出地において太陽光発電事業を行いたく、除外申出にいたった。用途変更目的 の施設の構造等、転用面積 909 m 太陽光発電設備の設置。周囲フェンス設置、入口 西側。土地選定経過書、添付有。 給水、生活、排水計画、給水排水、無。雨水排水、敷地内浸透。その他 法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東 京電力と接続協議済。用途区分変更の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地はなく、また、他の農用地への被

-6- 第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

(2番 田中 雄二 委員) │害はないと思われます。また、農用地区域内にある農地は原則として農地転用許可ができない農地であるが、申出地は農 用地区域内にある雑種地であるため、農地転用許可を要しないと認められ、さらに、周囲への影響を及ぼす恐れもないと 判断できるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。八ケ代地区担当 9番 関 閣夫 委員お願いしま

9番 関 閣夫 委員

問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長

説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。

< 質疑なし >

議長

ただいま上程中の議案第3号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 中、整理番号1につき ましては、異議が無いようですので、「異議なし」として回答することとしてよろしいかお諮りいたします。

< 異議なしの声 >

議長

- 異議なしと認め、日程第4 - 議案第3号「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」中、整理番号1 につきましては、「異議なし」として回答することに決定いたしました。次に、整理番号2についての審議に入るのです が、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、14番 堀江 恒夫 委員は、一時退席をお願 いいたします。

議長

休憩いたします。 (午後 2時 26分)

< 14番 堀江 恒夫 委員 退席 >

議長

再開いたします。 (午後 2時 27分)

それでは、整理番号2の内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。

農業振興グループ(各務)

議長

7番 齋藤 勉 委員

続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2番について、7番 齋藤 勉 委員お願いします。

9月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第3号整理番号2及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、申出人 一般社団法人●●●、代表理事●●氏。土地所有者、●●●氏、第3者。農地法第5条申請予定。(申出地位置を説明。)申出地周囲の状況、東が宅地、西が道と水路を挟んで田、南が道と水路を挟んで田・雑種地、北が青地。同意書、無。変更を必要とする理由、申出人は、宿泊体験施設「●●●」を運営し、都市農村交流活動を推進する一般社団法人である。申出人が提案した「産官学による里地・里山再生プロジェクト」が令和3年1月に市に採択され、企業版ふるさと納税を活用して事業を実施しているが、「古民家を拠点にしたおおぎす自然体験村事業」として古民家の整備・拡充を図るにあたり、周辺農地を農用地から除外する必要があるため、除外申出にいたった。転用目的の施設の構造等。転用面積 3,097 ㎡ 多目的広場、ビオトープ、駐車場、大型バス1台分。土地選定経過書、添付有。給水、生活、排水計画、給水、排水、無。雨水排水、敷地内浸透。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。用途区分変更の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地はなく、また、他の農用地への被害はないと思われます。また、緊急性、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

12番 小川 祥一 委員

説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。

除外する場所は、実際に古民家が建っている場所とは違う場所でしょうか。古民家の敷地を拡張するために申出をする ということでよろしいのでしょうか。

農業振興グループ(各務)

古民家については、お手元の資料の23ページをご覧ください。こちらが周辺農用地の現況図ですが、古民家は●●●

(農業振興グループ(各務)) に既に建っております。その西隣の6筆が今回の申出地です。

10番 小川 雄三 委員

現況田の土地は、実際に田として作付けされているのでしょうか。

農業振興グループ(各務)

一番面積の大きい●●●の田は、湿地帯で既にビオトープに近い状態で耕作はされていませんでした。●●●と●●● の2筆では、現在そばが栽培されていました。 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ の3筆については、現在耕作されている様子は見 られませんでした。耕作放棄地です。

9番 関 閣夫 委員

湿田で荒れている水田をビオトープと言うのでしょうか。

農業振興グループ(各務)

ただ荒らしておくと池のような状態になってしまいますが、ビオトープは、日頃から草刈りをしたり水が循環したりす るようにするなど、希少生物が生活しやすい環境を作っておくことが求められています。

9番 関 閣夫 委員

現況は荒れ地ではなく田のような状態ということなのですね。

農業振興グループ(各務)

はい。

10番 小川 雄三 委員

この地区では耕作放棄地が増えていて、国からの補助金をもらって耕作放棄地でいろいろな事業をやりたいということ なのでしょうけれども、ビオトープも宿泊施設の拡張ということだと思うのですが、考え方としてどうなのでしょうか。 簡単に考えてしまっていいのかなと思ったものですから。

12番 小川 祥一 委員 ここでは、大学の先生が何回草刈りをしたらどれくらい草が生えたかといった、農家にとってどうなのかなという研究 をしながら行っているようですので、質問ではなく意見という形で発言させていただきました。

7番 齋藤 勉 委員

現地調査をした委員としては、農地としての価値よりも、交流の場としての利便性の向上を図った方が地域の発展にも なるので、大いに中山間地の農地の利用というのは考えるべきだと思います。ぜひ推進していただきたいなと感じるとこ ろであります。

4番 仲澤 清一 委員 │ 私もこの件については新聞等でも目にする機会がありました。それから、たまたま市の政策審議委員会に参加していた 時に、この市をいかに発展させるかということを宇大の先生と話したことがあります。こういうことはどんどんこの市で も推し進めてもらいたいという考えを持っている一人でありますので、今後も推し進めやすい形で農業委員会でも関わっ

(4番 仲澤 清一 委員) 「ていけたらよいのかなと思います。

2番 田中 雄二 委員

私も現地調査をしてきましたが、一番下の田んぼには既に小さい池がありまして、自然のいろいろな生き物がいるよう な気がします。この田んぼ自体は上の方からの水が自然に湧き出てきて、湿地になっております。ですから、田んぼより もこのような使い方がよいと思います。

< 他に質疑なし >

議長

ただいま上程中の 議案第3号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 中、整理番号2につ きましては、異議が無いようですので、「異議なし」として回答し、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される「農 地法第5条第1項の規定による許可申請について」、その内容に相違ない場合は審議を省略し、許可相当とし、面積が3、 000 ㎡を超える案件となりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、 その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りいたします。

< 異議なしの声 >

議長

異議なしと認め、議案第3号中、整理番号2につきましては、「異議なし」として回答し、後に提出される「農地法第 5条第1項の規定による許可申請」につきましては、内容に相違ない場合審議を省略し、許可相当とし、農業委員会ネッ トワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしまし た。14番 堀江 恒夫 委員の復席を求めます。

休憩いたします。 (午後 2時 44分)

< 14番 堀江 恒夫 委員 復席 >

再開いたします。 (午後 2時 45分)

議長

堀江 恒夫 委員に申し上げます。日程第4 議案第3号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見につい て」中、整理番号2につきましては、「異議なし」として回答し、また、後に提出される 「農地法第5条第1項の規定 による許可申請 につきましては、内容に相違ない場合、審議を省略し、許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構 である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行いその結果を踏まえて許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 2時 47分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月24日

議長

10 番

11 番